

国民年金保険料が スマートフォンアプリで納付できます!

国民年金保険料は、令和5年2月20日から現金、口座振替、クレジットカード、Pay-easy等による納付に加え、新たにスマートフォンアプリを使用した電子(キャッシュレス)決済で納付が利用できるようになりました。

■ご利用に必要なもの

①納付書 ②スマートフォン ③決済アプリ



■対象決済アプリ

・auPAY ・d払い ・PayB ・PayPay ・楽天ペイ
(PayBと提携している各金融機関が提供する決済アプリを含む)



■スマホ決済の納付イメージ



※バーコードが印字されない納付書(30万円を超える金額の納付書等)については、ご利用いただけません。
※各決済アプリの使用方法等については、ご利用の決済事業者様にお問い合わせください。

基礎年金番号通知書又はマイナンバーをご準備のうえ、お問い合わせください。

お問い合わせ:名護年金事務所 ☎0980-52-2522 自動音声案内 ②番▶②番/村民課 ☎966-1205

令和5年4月1日より 福祉課内の体制・事務分掌が一部変更になりました。

●福祉課内系の編成と事務分掌の変更内容について

1. 「母子保健係」が「こども家庭係」へ名称変更になります。
2. 福祉課内のこども家庭関連業務を「地域福祉係」から「こども家庭係」へ業務を集約し、子育て世帯の支援の充実を図ります。

新(こども家庭係)	旧(地域福祉係)
<ul style="list-style-type: none"> ・児童手当に関すること。 ・児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関すること。 ・母子・父子家庭医療費助成に関すること。 ・母子寡婦に関すること。 <p>新たな業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・恩納村子育て応援給付金に関すること。 ・恩納村子育て応援基金事業に関すること。 ・ヤングケアラー対策に関すること。 ・保育所民営化及び認定こども園に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童手当に関すること。 ・児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関すること。 ・母子・父子家庭医療費助成に関すること。 ・母子寡婦に関すること。

お問い合わせ:福祉課 ☎966-1207